

滑川中新川地区広域有線テレビジョン放送受信規約

滑川中新川地区広域情報事務組合（以下「甲」という。）が設置するCATV施設によりサービス提供を受ける加入者（以下「乙」という。）は、次の条項を遵守するものとする。

（提供サービス）

第1条 甲はサービス提供区域（以下「業務区域」という。）において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持及び運営にあたるものとし、乙に次のサービスを提供する。

- (1) テレビジョン放送事業者のテレビジョン（多重放送を含む）放送を再送信する業務
- (2) ラジオ放送（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送を再送信する業務
- (3) 基本利用料内のテレビジョン自主放送番組の提供を行う業務
- (4) 上記事業に附帯するサービス業務

（加入の単位）

第2条 加入契約は世帯ごとに行う。ただし、アパート、マンション等については、入居者単位とする。

（加入の承認）

第3条 加入は、乙があらかじめこの規約を承認した上で加入申込書兼承認書に必要事項を記入して提出し、甲がこれを受理し、承認したとき成立する。

2 乙は、加入者引込線工事について、あらかじめ土地所有者、家屋所有者及びその他利害関係人の承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

（料 金）

第4条 乙は、下記に掲げる料金を甲に支払うものとする。

- ① 加入料 32,400 円

加入料は、別に定める加入促進期間においては、これを減額することがある。

- ② 利用料

プレミアムコース 月額利用料（セットトップボックス利用料含む。） 3,564 円

スタンダードコース 月額利用料（セットトップボックス利用料含む。） 3,024 円

エコノミーコース 月額利用料（セットトップボックス利用料含む。サービスの提供は自主デジタル放送、地上デジタル放送、BS デジタル放送及び一部の CS 放送のみ） 1,620 円

セットトップボックスの追加 2 台目以降のセットトップボックスの月額利用料 1,620 円/台

デジタル録画ブルーレイセットトップボックス（エコノミーコースを除く。）

月額利用料に 2,160 円を加算した額/台

デジタル録画セットトップボックス（エコノミーを除く。）

月額利用料に 1,080 円を加算した額/台

2 利用料の支払は2ヶ月払い、若しくは1年分の一括払い（以下「年払い」という。）によることができるものとし、年払いの方法をとる場合には、1年間利用料の5%相当額の割引を適用する。

3 乙は、サービスの提供を受けはじめた日の属する月の翌月から、利用料を支払うものとする。

4 有料番組のサービス提供を受けた場合には、前号の月額利用料の他に、甲の規定する料金を2ヶ月毎に支払うものとする。

5 加入料及び月額利用料には、日本放送協会（以下「NHK」という。）及び株式会社WOWOW（以下「WOWOW」という。）の放送受信料及び視聴料は含まないものとし、乙は、別途 NHK 及びWOWOWに対して放送受信料及び視聴料を支払うものとする。

6 社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがある。この場合は、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知する。ただし、利用料を年払いした加入者の未経過期間については、これを据え置くものとする。

7 利用料金の支払いが遅延した場合は、乙は甲に年14.6%の割合による遅延料金を支払うものとする。

(料金の支払い方法)

第5条 乙が甲に支払う料金の支払い方法は、口座振替を原則とする。

2 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとし、利用料金については通知書により通知するものとする。

3 甲は、地方自治法施行令第158条の規定により、適当と認められる団体等に料金の徴収等を委託することがある。

(責任事項)

第6条 落雷等の天災その他やむを得ない事由により、甲が第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合が生じてても、原則として利用料金の減額は行わないものとする。

ただし、1箇月のうち10日以上継続してそのサービスを行わなかった場合は当該月分の料金は無料とする。

(施設の設置及び費用の負担)

第7条 本施設のうち、放送センターからタップオフまでの設備に要する工事は甲が負担し、タップオフの引込端子からテレビジョン受像機までの施設設置に要する費用は、乙が負担する。又、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、乙がその費用を負担する。

2 本施設の設置工事は、甲又は甲の指定業者が行うものとする。

(施設の貸与及び管理関係)

第8条 本施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設並びにセットトップボックスの本体とその付属品一式及びBSデジタル放送用のICカード(以下「B-CASカード」という。)及びCSデジタル放送用のICカード(以下「C-CASカード」という。)は甲より乙へ貸与するものとし、乙は、善良な管理に努めるものとする。

2 第1項に定める貸与機器等を除き第7条で規定する自営柱、地下埋設設備及び保安器出力端子以降の施設は乙の管理とする。

3 乙は、故意又は過失により貸与機器等を破損又は紛失したときは、その損害相当額を甲に支払うものとし、これに伴い必要となる消耗品等の費用についても乙が負担するものとする。また、加入を解除するときには、貸与機器等は甲に返却するものとする。

(B-CASカードの取り扱い方法)

第9条 B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによる。

(故障、保守等に伴う責任負担)

第10条 甲又は甲が指定する工事業者は、乙から甲がサービスを提供する受信施設に異常がある旨の申出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、受信異常が乙の所有する受信設備及びテレビジョン受像機等に起因する場合は、この限りではない。

2 乙は、甲がサービスを提供する受信設備に異常を来たしている原因が乙の所有にかかる設備による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

3 乙は、故意又は過失により、甲の提供するサービス施設に故障を生じさせた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

(一時休止等)

第11条 乙は、サービスの提供の一時休止、又はその再開を希望する場合は、直ちに甲にその旨を文書で申し出るものとする。ただし、一時休止の期間は、甲が特に必要と認める場合のほかは、1年以内とする。

2 一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの料金は、第4条の規定にかかわらず無料

とする。なお、一時休止及びその再開により工事費が発生する場合、乙はその費用を負担するものとする。

(設置場所の変更等)

第12条 乙は、テレビジョン受像機及び貸与機器等の設置場所を変更しようとする場合は、甲又は甲の指定する工事業者にその旨を申し出るものとする。

2 乙は、前項の変更に必要な費用を負担するものとする。

(名義変更)

第13条 次の場合において、乙の契約事項について異動が生じたときは、乙及びその相続人又は承継人は、甲の確認を得てその名義を変更することができるものとする。

(1) 相続があったとき

(2) 甲のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき

(加入の解除)

第14条 乙は、加入を解除しようとする場合は、速やかに文書で甲にその旨を申し出るものとする。

2 加入の解除となった場合において、すでに支払われた加入料については返還しない。

3 加入の解除の場合、利用料金は当該解約日の属する月の分まで支払うものとする。ただし、年払いの場合は、割引前の月額利用料に利用月数を乗じた額及び必要諸経費を差し引いて払い戻すものとする。

4 乙が月額利用料金を3箇月以上滞納したときは、甲は、加入を解除することができるものとする。

5 第1項、前項及び次条により加入を解除するときは、甲は、甲の所有にかかる施設を撤去する。ただし、撤去に伴う工事費用及び加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときは、乙は、その費用を負担するものとする。

6 前項にかかわらず、甲の所有する施設を利用したインターネット契約がある場合は、タップオフから保安器までの引込施設を撤去しないものとする。

(乙の義務違反による停止)

第15条 甲は、乙にこの規約に違反する行為があったと認められる場合は、乙に通知のうえサービスの提供を停止し、又は加入を解除することがある。

(天災に関する事項)

第16条 落雷等により、乙のテレビジョン受像機等が破損した場合は、甲の責任は及ばないものとし、テレビジョン受像機等の修理等に要する費用は乙が負担する。

2 前項に規定するもののほか、甲の責めに帰すことができない天災・事変等により、サービス提供を停止せざるを得なくなった場合は、甲は、その損害についての賠償の責を負わない。

(デジタル録画ブルーレイセットトップボックス及びデジタル録画セットトップボックスに関する事項)

第16条の2 加入契約の解約時や故障等での交換時、甲は乙に通知なく、デジタル録画ブルーレイセットトップボックス及びデジタル録画セットトップボックスに録画された番組データ及び個人情報等を消去できるものとし、乙はこれを了解するものとする。

2 デジタル録画ブルーレイセットトップボックス及びデジタル録画セットトップボックスの故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画又は再生できなかった場合、甲は一切の補償責任を負わないものとする。また、デジタル録画ブルーレイセットトップボックス及びデジタル録画セットトップボックスの故障、不具合、その他の理由による修理及び機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、甲は一切責任を負わない。

(サービスの無断使用、営利使用の禁止)

第17条 乙がテープ・配線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止する。

(協議)

第18条 この規約に定めのない事項又は疑義が発生した事項は、甲・乙誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

る。

(規約の改正)

第19条 甲はこの規約を放送法の規定に基づき改正する場合がある。

附 則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。